

15

案内設備

整備の基本的な考え方

- 案内板は、高齢者、障害者等が、建築物を円滑に利用できるよう、設置場所、高さ、文字の大きさ、形状、わかりやすさなどに十分に配慮する。
- 車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者が緊急時の避難から取り残されないよう、音声・振動情報伝達設備などを適切に組み合わせて設置する。

整備基準	解説	望ましい水準
<p>(1) 公共的施設又はその敷地には、当該公共的施設又はその敷地内の7の(1)から(3)までに定める構造のエレベーターその他の昇降機、8の(1)から(3)までに定める構造の便所、9に定める構造の駐車施設若しくは19に定める乳幼児等用施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けることとし、次に定める構造とすること。</p> <p>ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。))に掲げる公共的施設並びに2,000㎡未満の9((1)の施設に限る。))及び11((5)の施設に限る。))に掲げる公共的施設にあっては、次に定める構造の案内板その他の設備を設けるよう努めること。</p>	<p>◀左欄記載施設▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「小規模施設」→2敷地内の通路(3)の解説(47頁)を参照 ◆「別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。))に掲げる公共的施設」：自動車教習所、寄宿舎又は下宿、事務所、工場 ◆「2,000㎡未満の9((1)の施設に限る。))及び11((5)の施設に限る。))に掲げる公共的施設」：用途面積2,000㎡未満の共同住宅、路外駐車場 <p>●移動等円滑化経路を構成するエレベーターその他の昇降機、車椅子使用者用便房、オストメイト対応設備を有する便房、乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房、車椅子使用者用駐車施設、乳幼児等用施設の配置を示す案内板等を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○動線を示す主要な案内板は、必要な情報が連続的に得られるように配置する。 ○案内板等は各フロアに設ける。
<p>ア 表記方法</p> <p>案内板その他の設備の高さ、照明並びに文字の大きさ及び表記方法は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、わかりやすい構造とすること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設又は乳幼児等用施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもや知的障害者など多様な利用者が理解できるよう、大きく分かりやすい平易な文字、記号、図等で表記すること。 ●文字、記号、図等と地色の明度、色相又は彩度の差を大きくして、容易に識別できるようにすること。 ●表示面の高さは、車椅子使用者等が見やすいよう、床面より50cmから150cm程度(利用者が板面から100cm程度の距離から見るとを想定)とすること。 ●障害者等の通行の支障にならないような位置に設け、車椅子使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。 ●照明装置を設ける場合は、十分な照度を確保すること。 ●逆光又は反射グレア(必要な照度が維持されていても周囲との輝度対比で見えにくくなる現象)が生じないように、仕上げや設置位置、照明に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○表示板の設置は、照明計画、コントラスト等について総合的な検討を行い、反射やちらつきがないよう配慮する。 ○インターホン等の音声案内を併設する。
<p>イ 点字表示</p> <p>視覚障害者に対する案内板その他の設備は、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は乳幼児等用施設の配置を次に掲げる方法のいずれかにより表示を行うこと。</p> <p>(ア) 点字 (イ) 文字等の浮き彫り (ウ) 音による案内 (エ) (ア)から(ウ)までに掲げる方法に類するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●触知案内図の情報内容及び形状、表示方法等はJIS T 0922を参照 ●点字だけでは、情報を読み取れる視覚障害者は少ないとされているため、読みやすいデザインや文字を浮き彫りにしたり、音声案内装置を付加することが有効である。 <p>→「点字その他の案内設備」に関しては2敷地内の通路(1)ウ(ア)の解説(44頁)を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○音による案内は、施設用途や規模等を考慮した上で、必要に応じて併設する。 ○音による案内は、音声がはっきりと聴き取れ、音声の発生場所が把握できるような指向性能を持つものにする。
<p>(2)案内所を設ける場合は、(1)の規定は適用しない。</p>		

□案内標示の例

